

事務所ニュース



平成 27 年 5 月号

◆ トピックス

○ 47.1%の企業がベアを実施

財務省は4月22日、「賃金の動向」調査結果を公表しました。この調査は各財務局が管内の企業を対象にヒアリングしたもので、平成27年度にベアを実施する企業は47.1%、昨年度の41.8%から5.3ポイント増加となっています。賃上げ実施企業の中でベアを実施する企業の規模別割合は、大企業58.5%、中堅企業45.8%、中小企業42.2%。対象は全国の1,372社です。財務省の資料はこちら↓

http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/201501/tingin2015.pdf

○ ストレスチェック制度説明会資料ダウンロード開始しました

先日、厚生労働省からストレスチェック制度の具体的な運用方法を定めた指針が公表されましたが、制度の説明会資料がダウンロードできるようになりました。

この資料は64ページあり、制度導入前の準備、ストレスチェックの実施、面接指導の実施、集団ごとの集計、分析、不利益な取扱いの防止、プライバシーの保護、その他の留意事項と、内容が細かくわかりやすくまとめられており、ストレスチェックに関する現時点ではベストな資料となっています。そろそろ会社でどのようにストレスチェック制度を実施していくのか、検討を始める時期となりましたので、是非この資料を活用ください。ただし、常時使用労働者数50人未満の事業場においては、当分の間努力義務となっています。「常時使用労働者数50人以上」というと、衛生管理者を置いて衛生管理委員会を運営し、産業医を選任、定期健康診断の結果報告義務があるという規模です。まずはその対象の会社から始めてくださいというメッセージだと思います。

厚生労働省の制度説明資料はこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeisei12/pdf/150422-1.pdf>

◆ 助成金研究室

○ 企業内人材育成推進助成金【新設】

従業員の職業能力評価、キャリアコンサルティング等のキャリア形成促進のための制度を導入し、継続して人材育成に取り組む事業主に支給されます。

(1)教育訓練・職業能力評価制度

制度導入：50万円、実施育成：1人あたり5万円

(2)キャリアコンサルティング制度

制度導入：30万円、実施育成：1人あたり5万円

従業員をキャリアコンサルタントとして育成：

15万円加算

(3)技能検定合格報奨金制度

制度導入：20万円、実施育成：1人あたり5万円

※すべて実施育成は10人まで

人材育成制度の就業規則への規定や、職業能力開発計画の作成が必要です。

○ キャリアアップ助成金【拡充】

非正規雇用労働者に対して職業訓練などを実施した事業主に対して支給される助成金です。変更点は下記のとおりです。

(1)有期実習型訓練のOJTの実施助成額を増額。

1人1時間当たり700円→800円

(2)育児休業中の非正規雇用の女性などが訓練を受けることを支援した場合、訓練に要した経費の一部を助成。(新設)

訓練時間数	100時間未満	10万円
	100時間以上200時間未満	20万円
	200時間以上	30万円

(実費が上記の額を下回るときは実費が限度額)

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: http://suzuki-consultant.com/